

「守谷市土砂等による土地の埋立て、盛土及びたい積の規制に関する条例」
土砂等による土地の埋立て、盛土及びたい積事業 許可申請事前チェックシート

- | | |
|---------------|----|
| ・事業主 | |
| 住所 | 氏名 |
| <hr/> | |
| ・事業施行者 | |
| 住所 | 氏名 |
| <hr/> | |
| ・申請代理人（設計業者等） | |
| 住所 | 氏名 |
| <hr/> | |

（申請代理人がいる場合に記入すること）

※法人にあっては、主たる事業所の所在地、名称及び代表者の氏名

- ・事業の種類 埋立て 盛土 たい積

- ・事業を行う土地の所在地

土地の所在地	地目	地積 (㎡)
合 計		

- ・事業区域の面積 _____ m²
- ・埋立て等の高さ（深さ） 最大 _____ cm
- ・事業の施行期間 _____ 年 月 日 ～ _____ 年 月 日
- ・事業終了後の土地利用の目的・内容

- ・ 開発行為に該当しますか はい いいえ
- ※「はい」の場合、「守谷市土砂等による土地の埋立て、盛土及びたい積の規制に関する条例」に基づく許可申請は不要です。都市計画課で開発行為の手続きをしてください。
- ・ 事業区域は農地ですか はい いいえ
- ※「はい」の場合、農業委員会で手続きをしてください。

- ・事業区域は山林ですか はい いいえ

※「はい」の場合、森林法の届出（経済課）、保存緑地等の滅失・枯死届（都市計画課）をしてください。（法令等に該当する場合に届出が必要）

- ・土砂等の種類

- ・土砂等の搬入量 m³

- ・土砂等の発生場所

発生場所の所在地	工事名	土量（m ³ ）
合 計		

1. 共通事項

- ☐ 法令、守谷市土砂等による土地の埋立て、盛土及びたい積の規制に関する条例及び施行規則を遵守すること。
- ☐ 全体事業の運営に責任を持ち、外部との窓口を一本化し、苦情対応や地域とのコミュニケーションがスムーズに行われるようにすること。
- ☐ 工事全般にわたって、工事着手前、中間、完了等それぞれの時点で写真撮影をするなど、事業経過が分かるように記録をしておくこと。

2. 周辺対策

- ☐ 事業区域内にみだりに人が立ち入りできないよう、原則として囲いなどを設けること。
- ☐ 事前に隣接土地所有者及び近隣住民等に対して事業の周知を図り、問題等が生じないようにすること。
- ☐ 問題等が生じた場合、必ず市と協議すること。
- ☐ 粉塵、騒音、振動等の公害により生活環境を害さないこと。
- ☐ 近隣住民等からの苦情等があった場合、責任を持って対応すること。
- ☐ 豪雨等の出水により土砂が事業区域外に流出しないよう、排水路等の整備は確実に行うこと。
- ☐ 常に使用する道路の清掃に努めること。
- ☐ 午後5時から翌日午前8時30分までの間は、事業を行わないこと。

3. 交通対策

- ☐ 土砂等を搬入する際、交通整理員を配置するなど、交通事故に充分配慮すること。
- ☐ 土砂等の運搬の際、朝夕の通勤及び学童・生徒の登校時を避けること。下校時においても交通整理員を配置するなど、交通事故に充分配慮すること。
- ☐ 土砂等の運搬の際、一般車両及び農耕車両の妨げにならないよう努めること。
- ☐ 土砂等の運搬の際、過積載にならないようにすること。

- ☐ 土砂等の運搬の際、市が発行した「土砂等搬入カード」を携帯しなければならない。
- ☐ 工事車両を事業区域内に駐車するなど、一般の通行に支障を及ぼさないように注意すること。

4. 許可申請の際の注意点

- ☐ 許可申請を行う前に、事業計画書により生活環境課と協議をお願いします。
- ☐ 許可を受けてから、事業を実施してください。
- ☐ 土壌検査は、発生元において市職員立会いのもと検査機関が採取して行ってください。

5. 事業施工の際の注意点

- ☐ 産業廃棄物等が混ざった用土を絶対に搬入しないでください。搬入した事実が判明した場合、直ちに事業を停止し、原状回復等の措置を講じることになります。
- ☐ 事業用地の境界を明示してください。
- ☐ 造成高を測定するためのベンチマークを設けてください。

6. 許可及び届出

- ☐ 市道使用許可申請を建設課で行い、許可書の写しを許可申請書に添付してください。
- ☐ 地目が山林の場合、経済課で森林法の届出が必要か確認してください。必要な場合は、届出を行い、届出の写しを許可申請書に添付してください。
- ☐ 地目が山林の場合、都市計画課で保存緑地等の滅失・枯死届が必要か確認してください。必要な場合は、届出を行い、届出の写しを許可申請書に添付してください。
- ☐ 給水装置工事を行う場合は、守谷市上下水道事務所と協議した内容に基づき工事着手前に届出をし、守谷市指定給水装置工事事業者において施工してください。
- ☐ 排水設備工事を行う場合は、守谷市上下水道事務所と協議した内容に基づき工事着手7日前までに届出をし、守谷市の排水設備指定工事店において施工してください。
- ☐ 特定建設作業を行い、あるいは特定施設を設置する場合は、事前（特定建設作業にあつては、作業開始日の7日前まで）に生活環境課に届け出してください。

上記内容を確認しました。

年 月 日

住所 _____ 電話番号 _____

氏名 _____